

2013年11月1日

岡山市長 大森雅夫 様

日本共産党 岡山市議団
団 長 河 田 正 一

2014（平成26）年度岡山市予算編成要求書

—憲法を活かし 暮らし・健康・安全・福祉 最優先の岡山市を—

- 1 平和憲法の理念を市政に活かすこと。核廃絶の世論づくりの先頭に立ち、史実に基づく歴史教育をすること。
- 2 憲法25条にたちかえり、自助・共助の名のもとに公助切り捨てをすすめる制度改悪をやめること。
- 3 国の悪政から市民の暮らしを守る防波堤となり、国に対してしっかりものを言う市政にすること。
- 4 子どもの権利条約に基づき、すべての子どもたちが成長・発達できるよう、最善の利益を保証すること。競争教育を改め、少人数学級の早期実現などで基礎・基本の学力を保障し、市民道徳を身につける教育を行うこと。保育の量的拡大を図ること。
- 5 市民の暮らしを破壊する、消費税増税・TPPに反対すること。安定雇用のルール確立・就労支援などに市が主体的に取り組むこと。地域社会と文化の担い手となっている中小企業・地場産業・農林漁業を経済政策の中心におき、支援育成すること。
- 6 原発のない日本を目指すこと。再生可能エネルギーの活用普及をすすめること。生物多様性の保全やごみ減量化・資源化などに、積極的に取り組むこと。
- 7 市民の生命と財産を守る自治体の役割をふまえ、防災計画の具体化にあたっては、市民の安全・安心を守る実効あるものにする事。

政策・行政改革推進室 関係

1. 官製ワーキングプアを生んでいる「多様な雇用形態」をやめ、市民サービス向上のため、正規職員での配置を行うこと。
 - ①人件費比率17%台はすでに達成された。慢性的な人員不足のもとで市職員は長時間・過密労働に苦しみ、精神疾患も多く、また連続する給与引き下げによる生活への影響も深刻であり、改善は急務である。職員が、「全体の奉仕者」として公正で民主的な行政業務に専念し、心と体の健康を保持できるよう、区役所や福祉関係・教育・防災などの部署を増員し、嘱託・臨時職員を定数化すること。サービス残業を根絶し、給与引き下げをやめるとともに、超過勤務手当は実態どおり支払うなど、賃金・労働時間などの労働条件を改善すること。
 - ②用地担当・土木技術者・建築技術者等の年齢構成の不均衡・技術の継承の危惧といった状況を早期に解決するための採用計画をたてること。
 - ③業務に見合った正規職員を配置するとともに、一人ひとりの職員の能力を活かして、市民サービスの向上に努めること。とりわけケースワーカー・保育士・保健師・消防士など、法定数及び交付税で措置させる人数を責任持って確保すること。
 - ④増え続けている臨時職員などの労働条件を改善し、官製ワーキングプアをつくらないこと。時給は1000円以上にする。雇用期間を11ヶ月とする働き方を改めること。
2. 岡山市都市ビジョン（水と緑が魅せる心豊かな庭園都市）及び総合計画は、財政試算を示すこと。実施計画については、当面、到達状況を示し、来年度予算に反映させること。
3. 市有施設の管理運営は、直営を基本とすること。指定管理者制度を導入した場合でも、市に管理責任があることを自覚し、市民サービスを低下させないこと。
4. 天瀬の市民病院再編にあたっては、開院以来市民病院を支えてきた地域住民に安心してもらえるよう、外来診療機能を持つ医療サービス提供の体制整備について、診療科目を含めて地域住民と十分な協議を重ねること。
5. 行財政改革大綱（短期編）の実施は、歳出削減や市民負担増先行ではなく、地方自治法の本旨に沿って、住民福祉と生命の安全を基本に行うこと。

6. 市民の願いや行政の実態と乖離している包括外部監査は、内容を厳正に見直すこと。包括外部監査の義務づけをやめるよう国に法改正を求めること。
7. 市長をはじめとする特別職の退職金を一般職員並みに改めること。
8. 基本政策審議会は、市民公募を含めた委員の選定方法に改めること。
9. 平和行政は市民局の所管とし、人権・平和推進室とすること。
岡山シティミュージアム内にある岡山空襲展示室は、市民に広く活用してもらうためにも、市民局に移管し、効果を上げるように運用すること。
10. 下水道普及に不向きな岡山市の特徴をふまえ、合併浄化槽普及に一層力を入れること。岡山市の汚水処理対策を前進させるため、合併浄化槽業務を環境局から下水道局へ移管すること。
11. 安心・安全ネットワーク事業は、廃止を含めて事業効果を検証すること。

総務局 関係

1. 憲法違反の自衛隊の隊員募集事務を行わないこと。
2. 原子力発電所を再稼動しないよう国に求めること。
3. 自治体職場にそぐわない人事評価制度はやめること。
4. 県の滞納整理機構への職員派遣をやめること。
5. 下請け業者と適正な契約を結び、労働条件を市の責任で引き上げるため、公契約条例をつくること。
6. 職員研修は憲法を基本に据えること。
7. 国からの出向職員を減らすこと。
8. 市職員のメンタルヘルスケア及びパワハラ・セクハラ対策を推進すること。

安全・安心ネットワーク推進室 関係

1. コミュニティハウスの管理委託料の増額をはかること。
2. 町内会集会所建設補助金の補助率を1/2、上限500万円に上げること。
3. 市民の意見聴取にあたっては、IT利用のパブリックコメント方式だけでなく、公聴会などの方法を含め、幅広く適切に行うこと。
4. 市民協働のまちづくり条例を見直し、非営利公益団体・市民・市がお互いに補完し、活動を推進できるようにすること。
5. 公民館の安全・安心ネットワーク専任職員は、地域の実情に合わせ、防災士やソーシャルワーカーなど、専門性を持った職員を配置すること。

市民局 関係

1. 市民の視点に立った行政を行うために、夜間・休日の対応をはじめ、行政サービスの充実をいっそう前進させること。
2. 公民館を市民サービス窓口拠点とするにあたっては、公民館機能を低下させることなく、市民サービスを拡充すること。窓口業務は、公民館職員に頼ることなく、専門職員により窓口の対応や遅滞への改善をはかること。
3. サービス拠点への公共アクセスを充実させること。点字ブロックなど施設のバリアフリー化を促進すること。

北区について

- ①御津・建部地区に支所機能を残すこと。
- ②吉備地域センターの執務室は公民館と市民サービス窓口を分離すること。

中区について

- ① 中区役所の整備にあたっては無駄な補償費を払うことなく、適正な条件で行うこと。
- ② 区役所のレイアウトは市民の利便性を考慮し、職員にとっても快適な執務環境を整えること。

東区について

- ①旧区役所跡地整備は、地元活性化に繋がるように配慮し、住民合意を図ること。
- ②瀬戸地区に支所機能を残すこと。

南区について

- ①区役所移転後は灘崎地域に支所としての機能を残すこと。

4. プライバシー保護に懸念があるマイナンバー制度はやめるように国に要望すること。
5. 「男女共同参画社会促進条例」とその計画に基づき、政策の推進をはかること。
 - ①性暴力禁止法（仮称）をつくるよう国に求めること。
 - ②DV被害者の支援予算を大幅に拡充すること。
 - ③岡山市配偶者暴力相談支援センターに、専任のセンター長を置くこと。相談体制をさらに充実させること。
 - ④学校教育・生涯教育を通じて、法及び条例・計画の啓発を行うこと。
 - ⑤業者女性の地位向上のため、「所得税法56条」の廃止を国に求めること。
 - ⑥岡山市の女性幹部比率を目標に沿って引き上げること。
6. 消費生活センターは、市民ニーズにあった場所に移転すること。体制充実と勤務時間の工夫などをしてサービスを拡充すること。
7. スポーツ振興計画にのっとり、実施計画を策定し、施設整備・環境整備に努めること。既存施設の利用者の声をよく聞き、スポーツの機会確保に努めること。
8. 犯罪被害者支援条例については、補償金の給付金制度を設けること。
9. ニーズをふまえ3人乗り自転車を低額で利用できる制度を研究すること。
10. 文化振興基本計画に基づき、郷土芸能・文化の振興をはかること。
11. 市民会館及び市民文化ホールの建て替えは、個別の計画を策定すること。その際、市域全体の発展に寄与するよう考慮すること。

- 1 2. 岡山北斎場(仮称)建設にあたっては、地元住民に十分な説明を行うこと。
- 1 3. 未使用市営墓地の返還にあたっては、使用料を還付すること。
- 1 4. 住宅新築資金貸付事業において、本人死亡・連帯保証人死亡の事例については不能欠損処理を検討すること。
- 1 5. 深夜の花火規制条例を検討すること。

財政局 関係

1. 家計と中小企業に重い負担を強いる消費税増税を、来年4月から実施しないよう国に求めること。市の公共料金に増税分を転嫁しないこと。
2. 庶民増税ではなく、軍事費にメスを入れ、特に思いやり予算を廃止し、大企業・資産家の減税をやめさせ、応分の負担を求めることで財源を確保するよう国に求めること。
3. 日本共産党以外が受け取っている政党助成金の廃止を国に求めること。
4. 震災復興予算は被災地の復興に最優先で使うこと。また、復興特別法人税の1年前倒し廃止をやめるよう国に求めること。
5. 国と地方の役割分担を明確にした上で、国が担うべき分野については、必要な経費全額を国が負担するとともに、地方が担うべき分野については、国庫補助負担金を廃止して、所要額を税源移譲するよう国に求めること。
6. 政令市移行に伴う単県事業における県負担の取り扱いを元に戻すよう県に求めること。
7. 岡山市北区の本町8番地区及び平和町1番地区に係る固定資産税の超過税率の適応は止めること。
8. 入札制度の改善について。
 - ①総合評価制度を見直し、評価項目・配点の検証を行い、改善すること。
 - ②施工実態の有無を評価し、配点で考慮すること。
 - ③一般競争入札の運用にあたっては、地元中小企業・業者の仕事確保の観点

から、一定額以下は大企業を排除する逆ランク制度を採用すること。

9. 小修繕業者登録制度の対象を50万円未満に拡充し、関係各課に周知をすること。
10. 岡山市土地開発公社が保有する塩漬け土地については、方針を持って解決すること。市単独事業での新たな土地購入はしないこと。
11. 税や料金の徴収にあたっては、減免制度の周知や分割納付の相談に応じるなど、市民生活の実態に即した徴収を行うこと。徴収業務にあたっては、人権侵害とならないよう注意すること。
12. 県の滞納整理機構に案件送付をしないこと。
13. 管理実態のない財産区については全体像を把握すること。平成11年度局長答弁に基づいて、早期に公有化を具体化すること。
14. 区ごとの特徴あるまちづくりを一層進められるよう予算を配分すること。

保健福祉局 関係

1. 平和首長会議・日本非核宣言自治体協議会参加都市岡山にふさわしい平和行政をすすめること。
平和で幸せな岡山市を築くため、不断の努力を続けることを誓っている岡山市平和都市宣言の立場を発展させ、非核平和都市宣言とし、核兵器廃絶に向けて行動すること。そのためにも、福島原発事故の教訓に学び、原発ゼロ・核兵器廃絶の立場をあらゆる場面で明確にすること。
2. 平和行政を進めること。
 - ①平和行政の担当課を市民局に設置すること。
 - ②岡山空襲展示室について
 - 1) 現在いる3人の学芸員を正規職員にすること。
 - 2) 市民協働で運営できるよう、運営委員会の設置・ボランティアガイドなどを組織すること。
 - 3) シティミュージアムと一体に企画・管理するため市民局に移管すること。
 - 4) 教育現場への活用の啓発とホールなどの利用を、シティミュージアムと

共有すること。

5）来訪者に分かりやすい案内表示を施設周辺に設置すること。

- ③岡山市平和の日を市民に啓発すること。
- ④すべての公共施設に平和都市宣言を掲げること。
- ⑤戦争・戦災遺跡を保存・伝承に努めること。マップの作成・説明板の改善・保持・増加をすること。
- ⑥約2,000人の岡山空襲の戦災死者を追悼するために、一人一人の名前を彫った平和の礎を建立することを具体化すること。被災者や専門家などを含め、場所や維持管理などについて整理できる会議を設定すること。

3. 高齢者福祉の充実のために。

- ①第6期高齢者福祉計画・介護保険計画策定のため公募や関係者を含めた会議は、幅広い意見を集約し、充実した中身にする。
- ②国では介護保険改悪にむけ、軽度者の除外や高齢者の負担を増やす主旨で議論されています。岡山市の実態をつかみ、国の動きに反対すること。
- ③引き続き特別養護老人ホームは、建て替えも含め増床に努めること。
- ④特養設置基準に位置付けられた個室化もしくはプライバシーを保障した、2人部屋に希望する方が入れるよう低所得者対策をとること。
- ⑤平成27年度介護保険料金改定の議論開始に向け、実情をしっかりとつかみ、できるだけ上げ幅を低くおさえること。本人の収入を基本とした保険料の減免制度を拡充すること。
- ⑥保険料の滞納を理由に介護サービスを取り上げることや、利用料の10割負担、入所施設からの追い出しなどは行わないこと。給付制限も設けないよう国に要望すること。
- ⑦要介護認定について
 - 1) 根本的に合議体を増やすこと。
 - 2) 調査員の記述が詳細に書かれているか、受付時でチェックできる仕組みをつくること。
 - 3) 特に、がん患者の認定に対しては迅速にすること。末期がん患者に特定しないこと。
- ⑧介護保険の利用限度額撤廃を国に要望すること。
- ⑨すべての福祉区に介護予防サービスセンターを設置すること。
- ⑩介護従事者が安心して働くために、給与を含めた労働条件が改善されるよう国に強く求めること。障害者就労・外国人就労・自立支援者就労などを受け入れている法人に対して援助制度を拡充すること。
- ⑪介護現場の離職者を減らすため、平成27年度までの国の処遇改善施策を

継続するよう国に求めること。

- ⑫サブセンターの集約分室方式の検証をし、機能しているサブセンターは残すように方針転換すること。
- ⑬地域包括ケアシステムの24時間地域巡回型訪問サービスを検証し、今後の方向性を明らかにすること。
- ⑭通所系サービスの食事代自己負担に対しての低所得者対策をとること。
- ⑮高齢者虐待への対応システム（相談窓口・緊急一時保護・成年後見制度の運用など）を整備・拡充し、市民に啓発すること。
- ⑯介護者支援金を慰労金に戻し、対象者制限をやめ、実態に合わせて支給要件を緩和・改善すること。
- ⑰サロン事業補助を、社会福祉協議会だけでなく対象を広げ、増額すること。
- ⑱養成した生活・介護支援サポーターを中心に、サロンや地域活動の充実を計画的に行うこと。
- ⑲小規模多機能型事業所について、十分に成り立つ介護報酬制度に改善すること。
- ⑳緊急通報システムについては、昼間一人になる高齢者世帯にも適用すること。設置時の自己負担を軽減すること。
- ㉑認知症対応計画オレンジプラン策定にあたっては、関係者の意見をよく聞くこと。予防・啓発を含め、地域で取り組めるような中身にすること。
- ㉒寝たきりで常時おむつをしている高齢者の非課税世帯の助成措置を講じること。
- ㉓介護給付事業の住宅改修事業の償還払いをやめ、現物給付にすること。
- ㉔特区の事業の具体化で、介護保険利用者の負担が増えたり、サービスがでないなどの影響をうまないこと。

4. 後期高齢者医療制度について。

一 国・広域連合へ以下のことを働きかけること一

- ①国に対して、後期高齢者医療制度の廃止と高齢者差別をやめるよう求めること。
- ②保険料は後期高齢者の生活実態をふまえ、支払い可能な金額とするよう求めること。市として負担軽減措置を講じること。年金天引きをやめるよう国に求めること。
- ③岡山市では資格証明書を発行しないこと。
- ④「高額医療・介護合算療養費」の払い戻し手続きを簡素化するよう求めること。
- ⑤限度額適応・標準負担額減額認定証の対象者には、医療機関窓口提示前に

支払った窓口負担金にも適応するよう国に要望すること。

⑥特定健診の制限をやめるよう国に要望し、健診は無料とすること。

5. 70歳～74歳の医療費負担を1割に戻すよう国に求めること。

6. 国民健康保険について。

①市の政策繰り入れを増やし、保険料を引き下げ、払える保険料にすること。

②国庫負担の引き上げを求め、県に全国平均並みの補助金を求めること。

③生活保護を基準とした減免制度を創設し、分割納付の相談に丁寧のすること。

④国保制度は社会保障制度であることを確認し、資格証明書を発行せず、短期保険証の交付をやめること。短期保険証の留め置きをしないこと。

⑤国保料未納者の実態把握のため、時間外・休日等の納付相談や訪問・面接など、細かい対応ができるよう国保年金課職員を増員すること。

⑥出産手当・傷病手当の導入のための財源試算をすること。加入者には強制給付とすること。

⑦特定健診は通年制として受診率向上を目指すこと。70歳以上は無料にすること。

⑧国保の広域化に反対すること。

⑨2010年の厚労省通知に基づく一部負担金減免制度を基準に、市の基準を改正すること。

⑩緊急入院した場合、保険料の滞納があっても限度額認定証を発行すること。もしくは、現行の高額医療費貸付金の基準を緩和すること。

⑪無料低額診療制度を市民に広く知らせること。実施事業所への補助を行うこと。薬代も無料低額制度の対象とすること。

⑫国保運営協議会委員の公募枠を作ること。被保険者の代表を入れること。

⑬減免の運用改訂については、窓口での相談は料金課まかせにせず、国保年金課も対応し、親切な対応をすること。

⑭命にかかわる生活保護基準以下でくらす方の差し押さえはやめること。

7. 児童福祉を充実すること。

①子どもの虐待が多発する複雑な社会情勢を鑑み、児童福祉司・児童心理司・保健師などを抜本的に増員すること。また福祉事務所に正規の職員の配置を行い、虐待ケースの迅速な対応ができる仕組みをより強めること。

②虐待死亡事件の分析結果を関係者・関係団体に徹底し、再発防止をはかること。

- ③老朽化した善隣館の建て替え計画を立てること。
 - ④児童自立支援ホームへの補助を継続すること。社会的養護施設を出てからの電話相談、生活相談など体制を整えること。
 - ⑤里親制度の拡充をすること。
8. 弱者が対象となる貧困ビジネス等の実態を把握し、情報公開を含め市として適正な対応をとること。
9. 県下最低レベルのこどもの医療費無料化制度を、通院も中学校卒業まで拡充すること。子どもの医療費無料化を国として制度化するよう求めること。県の補助を元に戻すよう求めること。
10. 市としても不妊治療の補助制度を創設すること。
11. 「健康市民おかやま21」の推進をはかること。
- ①自殺対策基本法をふまえ、自殺予防対策を強化すること。窓口職員にゲートキーパーの役割も担えるような研修を充実させ窓口職員を拡充すること。
 - ②新型うつを含め、うつ病対策の市民啓発を強めること。
 - ③歯と口腔の健康づくり条例に基づき、歯周病検診に取り組むなど、歯周病予防対策を推進する計画を策定すること。歯科の妊産婦健診を実施すること。県が計画に位置付けたフッ素洗口実施を、市としても計画に位置付け、実施学校を増やすこと。
 - ④市内の禁煙外来に取り組む病院情報を提供すること。市役所敷地内の禁煙を徹底すること。
 - ⑤H I V感染予防のための啓発、研修を充実させること。感染者のバックアップ体制をつくること。
12. がん対策推進条例の策定を受け、総合的にがん対策を推進すること。
- ①がん施策推進プランをつくること。特にプランの中でがんサロンの支援とがん教育を位置づけること。
 - ②早期発見・早期治療のため、がん健診率を国目標の50%に上げること。特に女性のがん健診率を引き上げること。
 - ③緩和ケアの周知と実施機関を増やすよう取り組むこと。
 - ④相談支援センターの周知を行い、市民の活用をしやすくすること。
 - ⑤がん対策予算を増やし、患者の経済的負担の軽減（リンパ浮腫患者の弾性衣料など）のしくみをつくるなど、医療制度改善を国に求めること。

⑥末期の診断に関わらず、がん患者の在宅介護支援を拡充すること。

1 3．障害者福祉の充実をはかること。

- ①障害者自立支援法の応益負担の撤回を国に求め、国と訴訟団・支援団体で結ばれた基本合意文書に沿って新しい福祉法をつくるよう国に求めること。
- ②全国でも最悪の重度障害者医療費の負担軽減を県に求めること。
- ③精神医療の自己負担への助成制度をもうけること。特に低所得者への助成制度をもうけること。
- ④更生医療・育成医療の自己負担への助成制度をもうけること。在宅酸素療法患者の医療費助成について検討すること。
- ⑤日中一時支援事業を拡充すること。18歳以上も対象とすること。
- ⑥グループホーム制度を推進すること。地域生活へ移行する観点から精神障害者のグループホームを確保すること。
- ⑦福祉タクシー制度を利用しやすくするために市独自の助成制度を拡充させること。助成の基準を本人所得に改めること。
- ⑧補助器具センター、補助器具リサイクルセンターをつくること。
- ⑨障害者雇用を促進させること。市として精神障害者の雇用を促進させること。そのために条例を制定すること。
- ⑩保健・予防対策及び精神障害者の対応等をすすめるために、保健師を増やし体制を確保すること。
- ⑪障害者自立支援法のサービスを受けている方が、65歳で介護保険制度に強制的に移行させるのをやめること。

1 4．生活保護行政の充実をはかること。

- ①生活保護行政は、憲法の理念・条項をふまえ、人権侵害とならないようにすること。高齢加算を元に戻すよう国に求めること。扶助額の減額や控除の廃止など生活保護基準を元に戻し引き上げるよう国に求めること。
- ②福祉事務所のケースワーカーを増員し、担当数を1人80ケース以下とすること。増える生活保護申請者と受給者に対して自立に向けて万全の体制をとること。申請者に対する接遇の改善、窓口対応を改善すること。
- ③住宅扶助の限度額を実情に合わせて引き上げること。
- ④異常気象への対応として夏季加算・冬季加算を検討すること。
- ⑤生活保護申請時に医療機関利用の対応を徹底すること。
- ⑥受給者の親兄弟が死亡などの場合、移送費の支給が可能なことを知らせること。
- ⑦車の資産活用については、世帯状況・仕事の条件などを考慮して対応する

こと。

15. ホームレス対策予算を増やし、対応を強化すること。生活困窮者支援は、きめ細かい対応ができるよう実績・実態を勘案して事業主体を選定すること。
16. 動物愛護法に基づく啓発を行い、適正な動物愛護行政を進めること。ドッグランをつくること。地域猫活動への助成条件を緩和し、助成の拡大と普及・啓発に努めること。
17. 政令市市長会が求めている最低保障年金制度を創設するよう国に求めること。無年金者が生じないように啓発に努めるとともに、市として相談体制を引き続き堅持すること。
18. 放射性物質の人体への影響について、市民への情報提供を充実すること。
19. 環境中の放射性物質について測定し、数値を市民に公表すること。
20. 放射線測定装置を市民に貸し出しできるようにすること。

岡山っ子育成局 関係

1. 保育行政の充実について。
 - ①就学前教育・保育の在り方について
 - 1) 常時900人前後いる保留児解消のために、受け入れ増は認可保育園を原則とすること。
 - 2) 市立園の幼保一体化こども園の推進を一律には行わないこと。
 - 3) 市立幼稚園・保育園の民営化を行わないこと。
 - 4) 営利企業の参入をさせないこと。
 - ②幼保一体化こども園試行について
 - 1) 市立幼保一体化こども園の対象地域に検討委員会を立ち上げ、地元のニーズ、保護者の要望をできるだけ受け入れ、納得を得ること。
 - 2) 平成26年4月試行にこだわらず、環境が整わないかぎり始めないこと。
 - 3) 岡南のように老朽化の建物については建て替えも含め検討すること。
 - 4) 降園時間などソフト面も調整すること。

- ③待機児解消加速化プラン事業項目の活用を他にも検討すること。抜本的な保育士不足を解消するためにこのプランを利用し、保育士センターをつくること。
- ④市としての基準策定に当たっては現状を下回ることはないようにし、さらに水準を上げること。公私格差が生じないように予算措置をすること。
- ⑤幼稚園での三歳児教育・預かり保育を早急に増やすこと。ニーズの多い幼稚園では定員枠を増やすこと。
- ⑥給食の直営自園調理を守ること。民間委託をしないこと。
- ⑦入園「待機児（保留児）」の実態は、居住地ニーズだけでなく勤務地ニーズもふまえ、保育提供区域のサービス量を拡充した保育計画を作成すること。産休明け・育休中・延長・一時及び特別措置などの多面的な保育要求にこたえること。
- ⑧待機児童（保留児）の抜本的解決を図るため、「安心こども基金」を同様な保育所整備のための補助制度を恒久的なものとするよう国に求めること。
- ⑨全ての保育園に看護師を配置すること
- ⑩市立保育園の保育士確保は、正規職員比率をせめて70%に引き上げること。臨時保育士の待遇改善をすること。
- ⑪私立保育園の委託契約を明確にし、人件費補助の増額をすること。国に対して保育運営費の基準を引き上げることを求めること。家庭支援推進担当保育士を配置すること。
- ⑫無認可保育園（病院内保育園を含む）への補助金を増額すること。
- ⑬病児・病後児保育を区ごとに増設できるように補助金を増やすこと。
- ⑭発達障害などのある子どもたちへの支援を充実すること。どの園でも受け入れられるように充実すること。
- ⑮障害児においては、子どもの発達保障の立場から親の就労状況に関わらず、主治医などの証明により受け入れること。
- ⑯機能する子育て支援センターを中学校区に1つ設置すること
- ⑰同時入所でなくても第3子以降の保育料は無料にすること。多子世帯においては、入園順序に関わらず不公平にならないようにすること。
- ⑱保育料の値上げをしないこと。

2. 学童保育を充実するために。

- ①条例策定にあたっては、児童の発達を保障するという理念を明確にし、施設基準、指導員の資格や体制などを水準の高いものとする。
 - 1) 施設基準や指導員の管理・監督に市が直接、責任を持つこと。
 - 2) 保育料を市内同一にすること。保育料減免制度をつくること。

- 3) 「有償ボランティア」の位置づけをやめ、指導員は市の雇用とし、研修を充実し、質の向上をはかること。
 - 4) 71人以上の大規模放課後児童クラブは、2施設での学童保育に対応した指導体制にするため、分割加算を増額すること。
 - 5) 市の責任で担当課を立ち上げること。課付の職員を確保し、緊急時や産休代替など各クラブに派遣できるようにすること。
 - 6) 実務は市の担当課がまとめて行うこと。
 - 7) 執務室や障害児対応の部屋や子どもの生活設備等に関する施設設置基準をつくり、必要な支援をすること。1人当たりの面積基準を最低1.65㎡から1.96㎡に改めること。
- ②施設確保にあたっては、幼稚園の空き教室・児童館などの公的施設を優先的に利用し、拡充すること。

3. 発達障害児支援センターについて。

- ①早期発見・早期治療のできる療育システムを各機関と連携し、拡充すること。
- ②生涯支援のために必要な医師や発達相談員の体制充実をはかること。
- ③医療機関と連携し、必要な療育が受けられるようにすること。
- ④現在の利用者実績を鑑み、広いところに移転し、発達・診断・療育の対応を一本化し、内容も充実すること。

4. 発達障害等を早期発見できる就学前の5歳児検診体制をとること。

5. わんぱくプレーパークの運営費を補助すること。

6. 国連の勧告内容をふまえ、市として子どもの権利条例を制定すること。

7. 仁愛館へのDV被害者入居が増えている実態をふまえ、警備システムを導入し、安全に努めること。被害者の自立支援のため、使用していない旧施設を含め建て替え、DV被害者の受け入れを充実させること。

8. 父子家庭についても、母子家庭同様の支援策を実施すること。

病院局 関係

1. 地方独立行政法人化後も、市民病院を救急医療・感染症・犯罪被害者対応・緩和ケアなど自治体病院に求められる地域医療を担うよう位置づけること。

国に対し、地域医療の質を守るため、診療報酬引き上げを求めること。無料低額診療に取り組むこと。

2. 福島第一原発事故に関連し、希望者に定期的な放射線の影響を調べる健康診断を提供すること。
3. 地方独立行政法人化後も市民病院は、地域医療に責任をもち、住民のための病院づくりを行うこと。
 - ①引き続き利用者アンケートやご意見箱を積極的に活用し、患者の声を聴き、改善に取り組むこと。
 - ②引き続き住民とともに医療を考える公開講座を開催すること。
 - ③セルフケアを促す患者会活動などの検討をすること。
 - ④小児救急など、救急医療を一層充実すること。
 - ⑤開業医・介護保険事業者との連携を大切にし、24時間の在宅ケアを支える支援機能をもつこと。
 - ⑥予防医療の充実策として健診・人間ドックに取り組むこと。
 - ⑦療育システムの一翼を担うこと。
 - ⑧医療・介護などの総合相談機能の体制を強化すること。
 - ⑨女性専門外来を設置すること。
 - ⑩24時間対応の性暴力相談支援センターを設置すること。
 - ⑪病児・病後児保育に取り組むこと。
 - ⑫院内保育所を設けること。
4. 現市民病院に夜間・休日診療を残すこと。

環境局 関係

1. 産業廃棄物対策については、排出する事業者に対し、発生抑制・有害な廃棄物を出さないなどの責任強化をはかること。県外からの持ち込みに対し、抑制の仕組みをつくること。水源地などに産廃処理施設を設置することができないように位置規制を盛り込むなど、「廃棄物処理法」の改正を国に求めること。また、本市においても厳重な立ち入り監視・調査・指導を行うとともに、「岡山市産業廃棄物施設の設置に関わる紛争の予防及び調整に関する条例（仮称）」を制定して同様の趣旨を盛り込み、違反者への罰則規定を強化すること。

2. 地球温暖化など環境破壊に対応して、循環型社会の啓発・推進をすすめること。そのため市民が環境に関心を持ち、守る立場に立って市民とともに活動できるよう啓発をすすめること。2014年秋のESD国際会議の終了後も継続的にESD活動に取り組むこと。
3. ごみ有料化後、減量したことをふまえ、有料化を再検討し、無料に戻すこと。当面、45リットル袋を45円に値下げすること。焼却中心のごみ対策を改め、プラスチックの分別を行うこと。「ゼロエミッション」を基本に、リフューズ・リデュース・リユース・リサイクルなどの分別・資源化を徹底して、リバウンドの恐れがない方法でごみ減量化に取り組むこと。分別・資源化の技術開発をよく研究し、取り入れ、一般廃棄物（ごみ）処理基本計画の改訂にこれらを盛り込むこと。
4. 事業系ごみの分別を徹底し、減量化をはかること。収集許可事業者の指導を行うこと。事業者からのごみの持ち込みについては、適宜、展開検査を実施するなど、不正を許さないこと。なお、ごみの検量は厳正に行うこと。拡大生産者責任を明確にし、製造・販売事業者の責任において発生抑制を指導すること。
5. 剪定ゴミのたい肥化や木質ペレット化などで大量焼却する政策を抜本的に改め、焼却量を減らすこと。
6. ごみ収集委託料は実態に基づき適正に見直すこと。
7. 直営地域については戸別収集方式を導入すること。まず、高齢者・障害者世帯の戸別収集は対象を拡大すること。
8. 年に一回程度、粗大ごみのステーション収集を行うこと。
9. 市内の焼却施設・浄化センターなどの安全対策に万全を期し、地元住民に情報を公開し、必要な対策を講じること。
10. し尿浄化槽の清掃・維持管理を料金も含め、適正にするように市の指導を強めること。合特法による代替業務は廃止すること。
11. 「地域主体による生物多様性の保全を推進する条例」の理念に基づき、引

き続き、オオタカや絶滅危惧種に指定されている生物や希少生物スイゲンゼニタナゴやダルマガエル等の保護に、実効ある対策をとること。

- 1 2. 低周波公害・騒音・振動・電磁波などの発生への対策及び発生抑制に対し、保健福祉局と連携し問題意識をもって積極的に取り組むこと。条例を拡充すること。該当する事業者が地元住民に説明責任を果たすよう指導すること。
- 1 3. 太陽光発電・小風力発電・小水力発電など、再生可能エネルギーの利用促進のための啓発をすすめ、国の助成制度の新設・拡充を求めるとともに、市独自の助成制度を拡充すること。
- 1 4. 電力の安定供給と地球温暖化防止を口実に、電気料金等の庶民負担を増やさないう、国に求めること。
- 1 5. 現行のエネルギー課税を見直し、CO₂排出量を考慮した環境税が市民負担ではなく、利益を上げた企業負担となるよう国に制度改正を求めること。

経済局 関係

1. 食料自給率向上に努めること。
2. 農地の保全をはかること。農地転用は厳格に行うこと。農地からの登記の変更は農業委員会の同意を条件とするよう国に求めること。生産緑地制度の導入を検討すること。
3. 輸入義務のないミニマムアクセス米輸入中止を国に求めること。
4. 国民生活に打撃を与える環太平洋連携協定（TPP）の交渉から撤退するよう国に求めること。
5. 古い米を含まずに100万トンの備蓄米確保を国に求めること。
6. 農産物の再生産可能な価格の保障を行うよう国に求めること。
7. 農業を産業として成り立つように農家の所得補償をすることを国に求める

こと。

8. 経済対策事業は、国・県の財源を伴った事業のみでなく、単独事業としても、地元の中小企業対策、抜本的な雇用対策など思い切った予算付けをすること。
9. 岡山の農業の特色を生かした農政を推進すること。
 - ①兼業農家を含む家族農業を基本とする農業振興に取り組むこと。
 - ②農業を支える担い手として若者及び定年後就農者への技術指導・資金融資制度を整備すること。移住や退職後の就農を促進する事業を単市でも行うこと。
 - ③岡山県が縮小した農業改良普及員・生活改善普及員制度を岡山市として新設すること。
10. 地産地消を基本に、米・地場産物の消費拡大を進めること。
 - ①市内産米粉製品の普及をはかること。米製粉事業を引き続き支援すること。
 - ②地域農業振興室を充実し、地産地消を推進すること。
 - ③地産地消の推進として、学校給食での地元産食材の割合を高めるよう、さらなる環境を整えること。
 - ④米・野菜など安全な食材が提供できるよう、有機・無農薬栽培講座の開設など環境保全型農業の推進をすること。
 - ⑤郷土料理とそれにまつわる文化を守ること。必要な素材提供をする生産者を育成すること。
11. 土地改良事業については、必要性を精査すること。
12. 土地改良区の合併を促進し、合理化を進めること。土地改良区賦課金の二重払いは解消すること。
13. 農業用水路の改修は、環境保全の視点で生態系を考慮した工法で行うこと。
14. 防災の観点から、ため池改修を急ぐこと。管理できないため池を廃止すること。
15. 農業用水路の安全確保に取り組むこと。

16．林業振興に取り組むこと。体制強化をするとともに、林業労働者育成に努め、林野の整備を行うこと。

17．中小企業振興条例を抜本的に改正し、技術開発支援・指導員・機器貸し出し・販路拡大支援など、具体的な支援策を策定すること。

- ①中小企業支援センターを創設し、実態調査に基づく振興策の推進をはかること。
- ②中小零細業者への低利長期の各種資金融資制度の充実をはかること。
- ③技術力を活かした特色あるものづくりを支援すること。
- ④福祉業界などと工業界の情報交換の機会をつくること。

18．経済対策の観点から住宅リフォーム助成制度を創設すること。

19．観光資源を再発掘し、地域活性化策に活かすこと。

- ①出石のレトロな街並み再生を支援し、情報発信を行うこと。
- ②城下から京橋を、歩いて楽しめる街並み散策路として再生すること。
- ③街中の特色ある市場として、岡ビル周辺を魅力あるものに再生すること。
- ④吉備路・足守・高松地域を、歴史探訪のできる観光資源として活かすこと。
吉備路自転車道の沿道に、公衆トイレを新設すること。
- ⑤高松城址公園内のトイレを水洗化すること。

20．商店街活性化計画をつくり、商店街の振興をはかること。
特色あるまちづくりをすすめる商店街を支援すること。各商店街の活性化策を樹立すること。

21．新産業ゾーンの立地企業については、期限終了時に必ず用地購入してもらうこと。期限終了後の貸付延長を認めないこと。

22．興除地区への清水導入を早急に実施すること。

23．シティプロモーションにあたっては、目的・効果をはっきりさせること。

24．不要不急なコンベンション施設建設は見直すこと。

中央卸売市場

1. 市民の台所である中央卸売市場については、引き続き公設市場として、安全な食料供給に徹し、市場活性化を目指すこと。
2. 卸売市場の開設者及び事業者として、各地の優れた取り組みや開発商品・加工食品・消費者動向などを、場内卸売り業者・仲卸業者・売買参加者・関連業者等に情報提供を行い、関係者の経営改善に役立つ卸売市場となるよう努力すること。
3. 卸売市場が安全で安心できる食材を提供していることを、市民にしっかり知らせること。特に放射能汚染の危険が高い海産物については、独自に検査し公表すること。
4. 中央卸売市場への国の補助率を下げないよう国に求めること。

都市整備局 関係

1. 都市計画マスタープランにのっとり、市街化調整区域における開発許可については、50戸連たん方式及び市長判断における開発許可等を行わないこと。
2. 進展が見られない環境基準値を超えるヒ素が検出された金甲山中腹の不法埋立残土を撤去させること。建設残土規制法（仮称）制定を国に強く求めること。南区北浦の残土埋立区域については、監視を厳しく行うこと。
3. 市民の交通権を保障する全市的交通政策を、早急に策定すること。
 - ①各地域性に応じた既存路線バス・コミュニティバス・デマンドタクシー等の交通弱者対策を進めること。
 - ②ノンステップバスを増車し、低床化を進めること。運行回数を増やすこと。
 - ③ふれあいバスを有効活用すること。
 - ④JRローカル線の増便を働きかけること。
 - ⑤金川病院の診療科目増設にあわせて、診察日に病院に行くためのバスの運行を整備拡充すること。
4. 地域振興と一体的に吉備線LR T化を検討すること。
5. 路面電車の岡山駅構内乗り入れを検討すること。

6. 自転車政策について

- ①「自転車先進都市おかやま実効戦略」に基づき、自動車と自転車の交通分離を促進すること。路肩の違法駐車対策を強化すること。
- ②ももちゃりの運用区域を拡大すること。ももちゃりカードの発行箇所を増やすこと。
- ③駅駐輪場をJRの附置義務とする法改正を国に求めること。
- ④桜橋で自転車・歩行者の通行の安全策をはかること。

7. 砂川・笹が瀬川・足守川・倉敷川・宇甘川の改修・浚渫を、県・国に要望すること。流域の排水対策を進めること。

8. 市営住宅は住宅困窮者が急増していることから、老朽住宅の建て替え計画を早急に具体化すること。使用可能な戸数を至急増やすこと。風呂設備を必置すること。高齢者・障害者向けの計画戸数を増やすこと。

9. 市営住宅の指定管理者制度について住民や関連業者の意見を聴き、毎年検証を行うこと。

10. (都)弓之町一浦安南町線の桜橋下流の旭川右岸との連携をふまえた実効ある整備計画を作り、施工すること。

11. 市施行の区画整理事業は見合わせるとともに、区画整理事業は公正・公平に行うこと。

12. 住宅密集地の老朽空き住宅の撤去補助をすること。空き屋条例（仮称）を制定すること。

13. 東西両中島地区は、住民参加でまちづくりの計画をつくること。住民の意見を聴く機会をつくること。

14. 道路整備・管理などの地元要望に対し対応が追いついていない現状を改善し、迅速かつ丁寧な対応、施工をはかること。

15. イオンモールの進出に伴い、交通渋滞が危惧される。公共交通の利用促進など対策を指導すること。

16. 岡山市中高層建築物に関する指導要綱を、都市化に伴う住民ニーズに沿うように改定し、条例化すること。指導を厳格に行うこと。

17. 公共インフラの老朽化対策については、全市的な計画を、早急に策定すること。長期的視点に立って計画的に進めること。

18. 屋外広告物条例において、政治活動用屋外広告物は、許可申請から除外すること。

下水道局 関係

1. 公共下水道のみに頼らない、汚水処理率に着目した汚水処理計画に見直すこと。そのため、合併浄化槽の取り扱い事務を環境局から下水道局へ移管し、下水道局で一体的汚水処理対策ができるよう、早急に協議し実行すること。市としての合併浄化槽補助率・補助額を増やし、汚水処理対策を飛躍的に前進させること。

2. 全国ワーストクラスの下水道使用料を引き下げる努力をすること。そのために、技術の改善はもとより、一般会計からの繰り入れも含めた対策を行うこと。

3. 浸水被害を出さないよう、内水害対策をさらに積極的に推進すること。

4. 不明水は、引き続き調査を行い、不明水対策に取り組むこと。

5. 下水道光ファイバーについては、民間通信施設が普及し、大容量通信設備の位置づけが失われている現在、廃止を決定すること。更新はしないこと。

6. 8割程度にとどまっている公共下水道への接続率を高めるため、無利子の貸付制度を作り、水洗化を促進すること。水洗便所改造等補助金制度は、継続すること。

水道局 関係

1. 大量利用者への減免制度は改めること。低所得者への減免制度を再構築すること。

2. 苫田ダムを前提とした、県広域水道企業団からの契約水量を減らすこと。政策局とともに、岡山県広域水道企業団の供給条例を変更すること。
4. 漏水対策を急ぐこと。有収率を向上させること。
5. 身近な水源の保全に努めること。
6. 石綿管・鉛管など老朽管の取り換えを計画的に行うこと。

消防局 関係

1. 岡山市国民保護協議会条例に基づく、武力攻撃事態を想定した訓練には参加しないこと。なお、市民を強制的に参加させないこと。
2. 南海トラフ型地震の被害想定に基づき、防災対策を見直し、実態に即した対策を速やかに取ること。
 - ①自主防災組織率向上に努めること。自主防災組織の結成サポート機能を強化すること。
 - ②防災計画に基づき、防災空地・避難所を、市が責任を持って確保すること。
3. 整備指針に基づく、適正な職員の配置をすること。夜間4人体制の出張所の改善を早急に行うこと。
4. 耐震構造になっていない消防署所の建て替え計画を作り、早期に改善すること。分団機庫の整備・建て替えは、用地確保も含めて、市の責任で計画的に行うこと。
5. 消防職員委員会の活動を活性化し、民主的な職場づくりをすすめ、職員の意欲を高めること。女性職員への配慮をすること。
6. 消防団の新団員の確保、育成に努めること。
7. 液状化被害と津波被害が指摘されている岡南飛行場に配置している「防災ヘリコプター」の格納庫は、移転して、活動リスクを減らすこと。

8. 消火栓の定期点検と周辺の駐停車禁止を啓発すること。
9. 防火査察を強化すること。
10. 防災計画の土砂災害への対応を、産廃・残土まで拡大して検討すること。
11. 災害時の備蓄品は、民間との連携を含め、配備・配送計画を実態に合わせて見直すこと。

教育委員会 関係

1. 子どもと教師が双方向で学ぶ喜びが実感できる学校づくりを進めること。
 - ①不登校・いじめ・暴力事件の多発など、学校現場の実態を直視し、教師が子どもと向き合う時間を増やすこと。
 - ②複式学級の解消や30人学級の実現のため、裁量権を活かし、市費での教職員配置を行うこと。臨時雇用は一時的なものとし、学級担任は正規教諭で確保すること。
 - ③子どもたちの生活環境改善に関わるスクールソーシャルワーカーを、全小学校・中学校に配置すること。過渡的な措置として、スクールカウンセラーの相談時間を確保できるようにすること。相談室やリソースルームなど、環境整備を充実させること。
 - ④基礎・基本の学力を保障すること。グッドスタート事業について、3月まで1年間の事業とすること。県に負担を求めること。
 - ⑤教職員へのサポート体制を充実させること。教員のOJT及び相談体制を強化すること。
 - ⑥学校評議員制度は地域に開かれた内容にし、情報公開に努めること。
2. 全国学力テスト結果の公表は絶対にしないこと。全国学力テストへの参加はやめること。
3. 子どもの権利条約について、2010年6月の国連からの勧告を真摯に受け止め、過度の競争教育を改めること。子どもの権利条約そのものとともに、勧告されている問題点を各分野に周知啓発し、改善を進めること。
4. 学校規模の見直しにあたっては、効率化優先の統廃合を進めないこと。
 - ①蛍明小学校・中央小学校にあっては、統合の効果を地域協働・市民協働の

視点を入れ、地域コミュニティへの影響を含め、検証し公表すること。

- ②大規模校についても早急に対応すること。31学級以上「西・大元・芥子山・福浜・幡多・芳泉（ひばり分校含む）・吉備・高島・宇野」の大規模学校の分離や、校舎整備を行うこと。
- ③学区弾力化は廃止すること。

5. 学校教育に、事実に基づく平和教育を位置づけること。岡山空襲の歴史を継承するためにも、「岡山空襲資料室」や語り部などを教育現場に活用すること。活用時の校外学習必要経費は、予算として確保すること。

6. 研修制度を充実させること。

- ①廃校等を活用し独立した教育研修センターを設けること。研修旅費は実費支給を行うこと。
- ②教職員に対する「義務的研修制度」をやめ、自主的・自覚的研修を保障すること。研修は長期休業中に集中させるなど授業に支障のないようにすること。
- ③免許更新制度は廃止するよう国に求めること。
- ④教職員の評価制度と賃金リンクをやめるよう県に求めること。

7. 特別支援教育の体制を充実させること。

- ①必要な特別支援学級は、1人でも設置すること。
- ②特別支援教育コーディネーターは、各学校に専任者を配置し、校内委員会を充実させること。
- ③学校教育におけるプレジョブ制度の課題と成果を整理し、今後の導入を検討すること。
- ④サテライトを含め、通級の充実を県に求めること。発達障害の幼稚園への巡回相談の体制を拡充すること。
- ⑤医療的ケアが必要な児童生徒の通学を保障するため、希望に応じて看護師等を配置すること。
- ⑥特別支援学級へのエアコン設置を検討すること。

8. 不登校児童・生徒の支援について。

- ①ラポート牧山に通うための送迎バスを実施すること。
- ②指導員等を正規職員とすること。

9. 教職員すべてを対象としたメンタルヘルスケアのための相談体制や、

現場復帰の個別支援体制を確立すること。

10．足守地区の小中一体型学校運営について

- ①児童・生徒の年齢差・体格差に十分配慮すること。
- ②学校図書館司書は小学校、中学校それぞれに配置すること。
- ③給食調理業務の民間委託をしないこと。
- ④廃校となる校舎について、地域活性化につながる活用策を早急に策定すること。

11．学校校舎の耐震化を早急に進めること。冷暖房の整備、トイレの洋式化を進めること。

12．就学援助制度の改善・充実をはかること。

- ①認定基準については、考え方を「生活保護基準」の1.5倍とすること。
- ②支給は、申請事由の発生月にさかのぼって行うこと。
- ③学校保健安全法に基づいた学校病治療に、アトピーを認めるよう、国に要望すること。
- ④修学旅行費・学校給食費は実費支給とすること。

13．学校給食は、子どもの貧困が進む中、いっそう重要であり、充実が求められている。民間委託の拡大を見直し、直営で責任を持って取り組むこと。

- ①衛生面・調理技術の質の向上をはかること。
- ②民間委託化60%目標の根拠を示すこと。民間委託の検証を、コストだけでなく、安全面・労働条件面・質の面を含めて行い、公表すること。
- ③偽装請負の疑いのある調理業務委託でなく、パート雇用も活用した直営方式に変えること。
- ④東日本大震災で避難所運営に役立った自校方式を維持すること。
- ⑤学校給食の地産地消率を50%にすること。米飯給食・米粉パンなど地元産米の消費拡大に努めること。
- ⑥義務教育の一環として給食費は無償とすること。
- ⑦調理員は委託業者も含め、研修を充実させること。
- ⑧学校教育施設等整備基金は、民営化推進を助長させないように努めること。
- ⑨食材の放射能測定値を公表すること

14．議会も全会一致で採択した私学助成の拡充を、国・県に引き続き求めること。給付制の奨学金制度の創設をすること。

15. 市立後楽館高校は、不登校や高校中退の生徒の受け入れ皿となるよう努めること。

16. 岡山市子ども読書活動推進計画に基づいて、実施計画を作り、施策を推進すること。

- ①全校に正規の学校図書館司書を配置すること。
- ②市立図書館に正規司書配置を行うこと。
- ③中区及び西部地域に、早期に図書館を建設すること。
- ④中央図書館が推進センターであることを明示し、積極的に役割を果たすこと。
- ⑤移動図書館車を拡充すること。

17. 公民館について。

- ①公民館の民主的運営に努めること。
- ②中央公民館を残すこと。
- ③旧丸の内中学校区への公民館を、早期に整備すること。
- ④公募館長を増やし、女性の登用を4割以上にすること。
- ⑤駐車場は、利用者が安心して活動できるようスペースを確保し、無料とすること。
- ⑥公民館職員に市民サービス業務を兼務させないこと

18. 喫煙・薬物乱用・エイズ教育等、正しい知識を啓発すること。

19. 男女平等教育を推進すること。デートDVの教育現場での啓発をすすめること。特に学校教育においては、デートDV・若年妊娠に割合が高い児童虐待など、現状をふまえた性教育をさらに充実させること。

20. 子宮頸がんワクチン接種の啓発とともに、「がん教育」などの健康教育を充実させること。

21. 中国残留日本人孤児の日本語教育への財政的援助を継続・充実させること。

22. 埋蔵文化財の保護・調査・検証等予算を拡充し、その活動の成果を公表すること。史跡・遺跡については、市民の財産として共有すること。

23. アユモドキの保護と、そのための産卵場所確保に努めること。

監査委員会 関係

1. 監査委員は、当局の立場に立つことなく、適正な監査を行うこと。
2. 行政監査を強化し、第三セクター及び外郭団体の管理運営について、厳しくチェックすること。
3. 市の補助金交付を受け、監査対象になっている団体には、適宜監査を行うこと。
4. 住民監査請求は真摯に受け止め、住民目線に立って対応すること。

選挙管理委員会 関係

1. 政治資金規正法（出さない・もらわない）の徹底をはかること。
2. 全市対応の期日前投票所をつくるなど、投票機会を拡大し、投票率の向上をはかること。
3. 障害者や中国残留日本人孤児及びその家族などが選挙権を行使できるよう、適切に必要な措置を引き続き講じること。
4. 在日外国人の地方参政権を認めるよう、国に働きかけること。
5. 開票時間の短縮をすること。開票状況の速やかな公表をすること。
6. 選挙事務に従事した職員には、手当を支払うこと。